

令和 8 年第 1 回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 8 年 1 月 7 日
筑紫野市役所 506 会議室

1 開会日時及び場所 令和8年1月7日 午後2時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和8年1月7日 午後3時35分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

天本京子、平山初枝、萩尾博道、檜木眞貴子、田中保憲、中山榮二、
田川秀雄、八尋美智子、松田晃、八尋雄二

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、勝山眞二、山内徳雄、吉田茂、
井上欽弘、米元義広、渡邊茂樹

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

神崎光成、坂井千代子

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 37号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第 38号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
報告第 39号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について
報告第 40号 農地法施行規則の規定による届出について
議案第 38号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第 39号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について
議案第 40号 非農地証明願について
議案第 41号 山家地区における農業委員の対応について

農政

議案第 22号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について

令和8年第1回筑紫野市農業委員会定例会

○副会長：明けましておめでとうございます。

今日もちょっと会長が不在でございますけど、後ほど事務局から詳細な説明をします。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回筑紫野市農業委員会定例会を開催します。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、4番委員、萩尾氏、6番委員、田中氏を指名いたします。

それでは、本日の議事に従い、御審議をお願いします。

その前に、事務局より連絡事項があります。お願いいたします。

○事務局：改めまして、新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

事務局から会長の件で御報告がございます。前回の農業委員会では詳細を伏せておりましたが、会長が昨年の11月末に御自宅で転倒されまして、そのときに後頭部を強く打たれております。救急車で運ばれて、現在病院で入院治療中となっております。

昨年末、御自宅によりやく連絡が取れまして、奥さんとお会いすることができました。現在の状況を詳しくお聞きしたところ、病名としては多分脳挫傷ということでお聞きしております。最初はちょっと手術が必要かなというところもあったんですけど、取りあえず手術の必要はないということです。今後の経過としては、多少麻痺が出ているのでリハビリをしていくとお伺いしております。救急病院に運ばれていますので、本格的なリハビリが今現在できていないということで、リハビリの専門の病院に転院の手続きを今取っているというところでございます。

今後、実際どれぐらい時間がかかるのかというのは御家族の方も詳細がまだ分かっていないということです。実際、会長は一般病棟じゃなくてナースステーションの横の病室に入院されており、現在連絡が取れない状況になっています。会長自身も意識ははっきりしているんですけど、病院から連絡することもできないのでどうしようもない状況にはなっているんですけども、そのうち病院の転院の時期とかそこら辺を電話できるようになったらまた連絡を入れますということでお聞きしております。現在はお見舞いとかについてはお控えくださいということでお聞きしております。今後、実際どれぐらい復帰に向けてかかるのかという詳細が分かりましたらまた御報告をさせていただきたいと思っております。

ですので、本日の定例会は□□地区におけます農業委員が今現在お二人不在という形になっており、地区の担当割について議案を追加しておりますので、後ほど審議をお願いしたいと思います。

す。よろしくお願いいたします。

○副会長：事務局が申されたとおりで、心もとない職務代行者が進めてまいりますので、皆さんも御協力よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付いたしております議案目録の順序に従いまして本日の会議を進めます。先ほど事務局長が申されたとおり、農地議案の第41号は本日配付しておりますので、差し替え分の議案書で進めます。

それでは、農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）についてに関する件を報告いたします。

報告第37号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が5件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告させていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外5筆。地目、地積に関しましては、田1万119平米、合計1万119平米でございます。届出事由は相続。備考欄にありますように、あっせん希望につきましては、なしでございました。

番号2。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外4筆。地目、地積に関しましては、田4,663平米、合計も4,663平米でございます。届出事由は相続。あっせんにつきましては、なしでございました。

番号3。届出者、嘉穂郡□□、□□。届出地の表示、□□外2筆。地目、地積に関しましては、田3,420平米、合計3,420平米でございます。届出事由は相続。あっせんの希望につきましては、なしでございました。

続けて、番号4。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、筑紫□□外14筆。地目、地積に関しましては、田1万1,104平米、畑144平米、合計1万1,248平米。届出事由は相続。あっせん希望につきましては、ありでございます。

番号5。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑623平米、合計623平米。届出事由は遺贈。あっせん希望につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第38号、議案書のとおり、農地の転用届出が3件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号１。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外１筆。地目、地積に関しましては、田1,046平米、合計1,046平米でございます。届出内容は、転用目的が長屋住宅、構造規模は木造２階建て、工事期間は令和７年12月20日から令和８年８月31日まででございます。受付月日は令和７年11月26日でございます。

番号２。届出者、糟屋郡□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田976平米、合計が976平米でございます。届出内容は、転用目的が駐車場、構造規模はアスファルト舗装、工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和７年12月２日でございます。

番号３。届出者、糟屋郡□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑114平米、合計114平米でございます。届出内容は、転用目的が自己住宅、構造規模は木造２階建て、工事期間は施工済みとなっております。受付月日は令和７年12月２日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、農地法第５条第１項第６号の規定による農地の転用届出についてに関する件を報告いたします。

報告第39号、議案書のとおり、農地の転用届出が４件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号１。譲受人、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田227平米、合計227平米でございます。届出内容は、転用目的が駐車場、契約内容が売買、構造規模が砕石敷き、工事期間は令和７年12月20日から令和８年３月15日までとなっております。受付月日は令和７年11月26日でございます。

番号２。譲受人、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田933平米、合計933平米。届出内容は、転用目的が駐車場、契約内容は売買、構造規模は砕石敷き、工事期間は令和７年12月20日から令和８年３月15日までとなっています。受付月日は令和７年11月26日でございます。

番号３。譲受人、長崎県長崎市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田67平米、合計67平米でございます。届出内容は、転用目的が宅地造成、契約内容は売買、構造規模は盛土、整地、工事期間は令和８年３月１日から令和８年

4月1日までとなっています。受付月日は令和7年12月2日です。

番号4。譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人、福岡市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田236平米、合計236平米。届出内容は、転用目的が自己住宅、契約内容は売買、構造規模は木造2階建て、工事期間は令和8年6月1日から令和8年9月26日までとなっています。受付月日は令和7年12月22日でした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、農地法施行規則の規定による届出についてに関する件を報告いたします。

報告第40号、議案書のとおり、届出が2件あります。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、東京都世田谷区□□、□□、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田4平米、合計が4平米でございます。なお、4平米でございますけど、登記地積は471平米のうちの4平米を転用対象としております。契約内容は賃貸借。届出の事由は、適用条項が第53条第15号、□□携帯電話無線基地局建設のためとなっております。

続けて、番号2。届出者、筑紫野市□□、筑紫野市長、平井一三。相手方、福岡市□□、□□。届出地の表示は、□□。地目、地積に関しましては、田132平米、合計132平米でございます。契約内容は売買。届出事由は、適用条項が第53条第6号、道路改良事業の用地取得のためとなっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○副会長：本件について質疑のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、以上で本件に関する報告を終わります。

続きまして、議案第38号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）についてに関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります2番委員、□□委員に説明をお願いします。

○委員：1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外3筆。地積、田2,953平米。申請理由、相手方要望、契約内容、売買。

6ページをお願いいたします。左から、県道福岡日田線□□は左から□□交差点を下って、□

□の橋を渡って、牛の□□がある隣というか、□□から入って、字図では4枚目のところですかね。7ページ、□□、□□、□□、□□の4枚が固まってあります。この□□から4枚はトマトのハウスを作ってたんですね、長らく。ですが、もうそれもやめてあるので、トマトのハウスの中が雑木林のようになっていたんですね。それで、□□さんのほうに□□さんが買ってくれないかという話を持っていかれて、□□さんは□□が自分の家の近くにあるし、この□□の下に道路があるんですけど、その下は□□さんの田んぼもあるから、□□さんとしては、じゃあ近くだから買いましょうという話でした。

御審議をお願いいたします。

○副会長：事務局から何か補足は。

○事務局：特にございません。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、2番について、地区担当委員であります7番、□□委員、説明をお願いします。

○委員：すみません、どうも、遅くなりまして。では、説明します。

2番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、福岡市西区□□、□□さん。申請地の表示、□□。地積、畑599平米。異動の内容、申請理由、相手方要望、契約内容、売買。

場所としましては、8ページに地図がありまして、□□のここの三差路が、□□から□□に行っております□□線ですね。ここがちょうど□□になるんですが、これから下に入りまして、□□の下に行っている県道□□線、ちょうどここの三差路のところが場所になります。ここの□□番地ですね。

□□さんという方は、お父さんが□□さんといひまして、自作が田んぼで2万3,358、借入地が1万7,617で、大体4万975平米ほどの田んぼを作っております。今回、畑のここを買われまして、ブルーベリーを作るということで計画されてあります。収穫して、これは出荷されるんだろうと思います。

以上です。

○副会長：事務局から補足説明はありますか。

○事務局：特にございません。

○副会長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、3番について、地区担当委員であります6番、□□委員さん、説明をお願いいたします。

○委員：3番。譲受人、住所・氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所・氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、筑紫野市□□外1筆。地積、田3,733。申請理由、相手方要望、契約内容、売買です。

場所は、10ページを見ていただいて、□□の道路、□□を渡って西のほうに行くと、あれは□□ですかね、□□をるところがあって、それをさらに西のほうに行って、そこから分かれた道があるんですけども、そこを西のほうに行ったところにある場所になります。

理由としましては、□□さんのほうで管理が難しくなってきたので、隣接する田を持ってある□□さんをお願いして管理していただくという形になっているということです。管理上は問題ないと思います。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

○副会長：事務局から補足はありますか。

○事務局：特にございません。

○副会長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

4番について、地区担当委員であります8番、□□委員に説明をお願いします。

○委員：番号4。譲受人、住所・氏名、福岡市南区□□、□□。譲渡人、福岡市南区□□、□□。申請地の表示、□□。地目・地積、畑1,381、合計1,381平米。異動の内容、申請理由、相手方要望で、契約内容は贈与です。

内容は、お父さんの□□さんから息子さんの□□さんへ譲渡されて、息子様は今現在、□□でイチゴ栽培をされておられるとお聞きしております。□□さんのほうが12月17日に見えられて、一応二人で現地立会いをしました。その際、畑がちょっと荒れておりましたので、整地をされて、そこでイチゴ栽培をされるとお聞きしております。条件としては、整地をされてということで農事のほうからも要望が出ておりましたので、本人に伝えております。

場所は、12ページを開いていただいて、そこに書いてある□□というところの矢印のところが下見南の交差点になります。□□のほうから来ると□□のほうに行く道で、その信号を左に曲がって一つ目の五差路を右に行った、これは農道になりますので、その農道の一つ目をまた右に曲がったところが場所となります。次の13ページの□□、ここでイチゴ栽培をされるということでお聞きしております。

何とぞ御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○副会長：事務局から補足説明はありますか。

○事務局：特段ございません。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第39号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請についてに関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります私、□□のほうから説明を行います。

14ページ、第39号、1番。申請者、筑紫野市□□□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田2,025平米、合計2,025平米。申請内容、転用目的、農業用倉庫、構造規模、鉄骨造平家建て、工事期間、許可後から令和8年4月30日。審議事項、農地の区分、第二種、資金の内訳、自己資金100%、建蔽率、17.9%、開発許可、市整備要綱該当、用排水処理、承諾書添付、都市計画区域、市街化調整区域。

場所は次の15ページと16ページですけど、□□が□□で、□□の南側に当たるところです。

次のページの字図を見ていただきますと、□□番地なんですけど、いびつな格好をしているから、これで農業用倉庫など建てるのかというのが最初の話だったんですけど、何回か私のほうにも相談が来ていまして、かなり広い面積の中で作るようになっています。それで、何でこんなに

大きいのが要るのか聞いたら、大型トラクターが3台強ありまして、あとコンバインから全ての機械をここに入れます。今までどこに置いていたのか聞いたら、自宅と。もう自宅から出るのが怖いぐらい今、車の往来が激しいので。今、息子さんも娘さんも後継者で農業してありまして、大型のあれを入れなければいけないということと、平米数も結構広いところにしなきゃいけないということで、いびつな格好ですけど、うまい具合に設計はしてあったので、それで今回は農業委員会に審議をしてもらおうということになっております。

事務局から何か補足はありますか。

○事務局：大したことではないんですけど、用排水処理のところに承諾書添付とありますが、一応無条件承諾ということで特に条件はついておりませんでした。補足させていただきます。

○副会長：水利も、言いましたが、そういう状況でした。ほとんどこの倉永君がその近くは作っていますので、あまり大きな影響はないと。ただ、農業倉庫はかねがね造りたいと申ししていたので、やっとな。自己資金、全部自分でというのもすごいなと思いつつ、応援したいなと思っています。

本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、ないようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第40号、非農地証明願についてに関する件を議題といたします。17ページです。

地区担当委員であります2番委員、□□委員に説明をお願いします。

○委員：1番。申請人、筑紫野市□□□□、□□□□。申請地の表示、□□□□。地積、畑280平米。申請内容、当該地は平成2年より資材置場として利用のため、現況は雑種地となっている。

18ページ、□□とありますところは□□ですね。□□があつて、□□と書いてあるところのもう一つ上の道から右に入って、少し道沿いに……。突き当たるところから右に曲がったところですね。

19ページ、字図、□□番地です。写真が20ページと21ページにありますが、この写真を見ると畑がどこにあるのかがちょっと分からないと思うんです。20ページの業者の門をくぐらないと、この畑には行けないんですよね。それで、20ページの下の方は、土砂が右側にありますが、その横のところが畑で、□□の半分ぐらいがこの土砂になっているんですよね。□□がこの業者の

門のところから入っていくところですね。それと、21ページが、門を入ったらもう資材置場になっているんですよね。□□というところがありますけど、これはその方のところはまだ雑種地になっているんですよね。そしてその方はで□□、□□の業者に長く貸してあったんです。それでもう業者がこういう資材置場にしてしまっていて、畑としては戻らないということで、雑種地として非農地の証明願を出してあります。

御審議をお願いいたします。

○副会長：事務局から補足説明はありますか。

○事務局：当該地の場所を入れておけばよかったんでしょうけど、ちょっと分かりづらかったと思います。20ページの下のところに写真がついています。左側にプレハブみたいなのがありますけど、それと右側の土砂、その間ぐらいのところが今回の申請地になります。非農地として届け出られています。

以上です。

○副会長：本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

○推進委員：よろしいでしょうか。直接この議案の審議をするものではなくて参考にお聞きしたいんですけども、□□とか□□とか、これは地目的には何ですか。

○委員：□□がその方の雑種地になっているんです。

○副会長：隣は。

○委員：隣は今、畑になっているんですよ。それで、隣同士だから非農地申請を出してある。

○推進委員：分かるんですけども、今現実、業者が使っているじゃないですか。

○委員：□□ですね。

○推進委員：これだけですか。

○委員：□□が業者が使っている。

○推進委員：□□はその埋没しているような、分からないと。□□が業者ですか。

○委員：いえ、貸してあるんですよね、□□さんが業者に。

○事務局：すみません、補足させてもらいます。地目としましては、□□、そして□□が雑種地となっています。そして、□□は登記地目としては墓地になっています。ですので、農地ではありません。

現況としましては、この3筆と加えて□□を一体として資材置場のような状況が長年続いているというところで、現況の農地としての復旧は難しいということで、非農地証明の願いが今回出されているということになっております。よろしくお願いします。

○推進委員：分かりました。

○推進委員：ちょっと疑問に思うので。□□は今、市の固定資産税上はどちらになっているんで

すか。雑種地になっていますか、畑になっていますか。

○事務局：課税地目のほうまでは調べておりませんでしたので、そこは……。

○推進委員：それがよく、今これ資材置場とかですけど、宅地とかも実際農地の地目でも宅地扱いでずっと課税されることが非常に多いんですよね。

○事務局：そうですね、現況主義と、課税地目は。

○推進委員：現況主義、実際家が建っていなくても。そういうがあるので、実際は、これは何なのかなと思って。

○事務局：もちろん雑種地の課税となっている可能性も十分……。

○推進委員：雑種地の課税ですか。

○事務局：それはこの場で言い切ることはできませんので。

○推進委員：それがよく起こっていたからですね。

○副会長：ちょっとこれは調べてもらっておきます。

○推進委員：はい。

○副会長：多分雑種地相当の課税になっているとは思いますが、分からないからですね。

○推進委員：金額的にはあまり関係ないんですけど、宅地のとき結構高く取られていたというのがよくありますから、実際農地でありながらですね、現況上。それはよく起こっていたからちょっと確認しました。

○副会長：では、次回のときに回答をしてください。

○事務局：はい。

○副会長：ほかにございますか。

はい。

○推進委員：すみません。ちょっと疑問があるんですけど、もともとは農地だったんですかね。最初からこんな感じで……。

○事務局：そうですね、昔の……。

○推進委員：だから転用申請か何かなされてからならいいけど、ただそういうふうに資材置場になっているから追認という形はちょっとおかしいんじゃないかなという気はするんですけどね。もともとは田んぼだったら転用届が出ていないと……。

○事務局：通常の手続としてはそのような形になるんですけども、一定期間、大体非農地の証明願としましては20年ほど現地がそういった状況で使われてあって、もう復旧が難しいというところでありましたら、農業委員さんに確認していただいて、問題がなければ非農地証明は出せるというようになっております。ですので、今すぐ違反転用がされているところについては非農地証明は出せない。一定期間過ぎて現況復旧が難しいところにつきましては非農地証明の対象に

なるということになっています。

○推進委員：そういうことですね。分かりました。

○副会長：ハードルがそこは高いですもんね。すぐ非農地証明といたらいろいろ問題もありますので。

いいですか、今の回答で、□□委員さん。

○推進委員：はい、いいです。いや、途中で何の注意もなかったのかなと逆に思うんですけど。いいです。

○副会長：これは耕作放棄地でも何でもないので、上がってはこないですもんね。チェックには入ってない。

○推進委員：20年だから、あれがね。

○副会長：そうそう、20年というひとつの時間的なものは考慮していますので、非農地の場合は。

○推進委員：突き詰めたら、20年の始期はいつかという話になるんですけど。

○副会長：それでは、ないですかね。

(なし)

○副会長：では、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第41号、□□地区における農業委員の対応についてに関する件を議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：本日、当日配付資料としてお配りした議案第41号、□□地区における農業委員の対応についてという資料をお手元に御準備ください。

12月の定例会で農業委員の辞任に伴う審議をしていただきました。しかし、農業委員の□□委員の辞任に引き続きまして、定例会冒頭で報告しましたとおり、□□会長がリハビリ中で、農業委員として対応できる状況にないことから、当日配付資料の内容でお諮りするものです。

今現在、□□地区は現状として空白の状況でございます。農業委員がいがないため、対応できる状況にございません。当面の課題としましては、農地法の申請に伴って、農業委員の押印がないと窓口での処理を受け付けることができないために、どなたかに引き受けていただく必要がございます。□□地区については、農地利用最適化推進委員は2名いらっしゃいますけれども、農業委員として充てることはできません。つきましては、農業委員の中から□□地区を担当してもよいとお考えの委員にお願いしたいというふうに考えております。特にいつまでという区切り、期

間はございませんけども、□□地区の相談であったり、申請手続等をお願いできたらと思います。ということで、どなたか引き受けていただける方はいらっしゃいますかということです。

皆さんも通常の業務の中で担当地区がありますのでお忙しいと思いますが、いらっしゃらないということであれば、事務局案としまして、□□会長の職務代理者である□□委員にお願いしたらどうかというふうに考えていますが、いかがでございましょうか。

○委員：異議なし。

○事務局：よろしいですか。ふだんは、□□地区でも□□とか□□、□□、□□といったところを担当していただいていますけど、それに加えて□□地区。不慣れだと思いますので、農地利用最適化推進委員2名いらっしゃいますので、□□さん、それから□□さんのほうも現地調査などに協力していただければと思っています。負担がないように務めていただければと思います。

以上の内容を御審議したく提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

○副会長：まずもって、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

□□と自分で自分を言うわけにはいきませんので、事務局に今言ってもらいましたけど。□□会長の役回りまではいきませんが、回復して復帰されるまでの期間だと思います。

それでは、これより採決を行います。

今、事務局の提案で、□□の農業委員の空白になっているところを、□□が農業委員として役割を果たすということについて採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、□□地区における農業委員の欠員補充に関する件を議題といたします。

事務局に説明をお願いします。

○事務局：ただいま、□□委員に□□地区についても代わりに務めていただくことを決めていただきましたけども、一時しのぎにすぎませんので、□□委員の欠員を補充しなければならないと考えているところです。お手元に資料はございませんけれども、補充するスケジュールを口頭で説明させていただきます。

スケジュールとしましては、皆さんを委員として改選したときと同じような手続で進めていくんですけれども、約6か月間ぐらい決めるまでに時間がかかります。まず、募集をしないといけません。ですので、広報ちくしの3月号で農業委員1名を募集する記事を掲載する準備を今事務局のほうで進めさせていただいております。広報に出ますけども、募集期間は3月2日から3月31日までとしております。どなたか出てきて、4月には候補者の取りまとめを行い、選考会議の準備をして、それから選考します。6月に農業委員の任命手続であったり、議会の同意を終えて、

7月に農業委員が決まる流れになります。募集は3月2日から3月31日まで1か月間、そして、いろいろな手続をして、7月に農業委員が決まるという流れでございます。

簡単でございますけども、農業委員を補充するスケジュールの説明をさせていただきました。欠員募集について御審議のほどよろしく願いいたします。

○副会長：本件に関する質疑、意見のある方はお願いします。

どうぞ。

○推進委員：私の地区とほかの地区の選出は違うかもしれませんが、私の場合は、地元の実行組合とかそういう団体の推薦じゃないけども、そういうのを受けて私は推進委員にならせてもらいました。前の□□さんでしたかね、□□さんが教育長になられるということで欠員になって、会長が□□地区全体を見るということになって、なおかつ今回、会長が病気になられたという中で、まず□□さんが出てこられた経緯というか、そのところで、□□さんの推薦母体とか地元とか、そういうところは考慮なくてよろしいんでしょうか。ただ一般公募みたいな言い方をされましたけども、その辺は大丈夫なんでしょうか。それをちょっと。□□地区はそうになっていますから、ほかの地区の□□は違うかもしれませんが、その辺をちょっと教えてください。

○事務局：基本的に農業委員を選考する手続、いろいろ順番とかあるかと思いますが、一般の応募と推薦とあります。□□地区のほうにもあるというふうに聞いており、そういった形で出されてありますので、□□委員さんのほうにも、今回教育長になられていますが、同時に後任の方も地区で選んで選考していただくようお願いはしております。

○推進委員：推薦もあるんですね。

○事務局：そうですね。

○推進委員：それをちょっと聞きたかったんです。分かりました。

○事務局：募集が□□地区限定で募集ができませんので、あくまで。だから、必ず□□地区から出してくださいということで伝えております。御存じのとおり、議長も山家で、教育長も□□で、皆さんの地区が今、□□会長も□□なんですけど、□□の決め方としては何か実行組合長さんの中から決められているようだということは聞いておりますので、適任の方を必ず出してくださいと。そうしないと、もしかしたら□□地区と関係ない方が手を挙げる可能性もゼロではありませんので。そういったところで推薦とかしていただければ、その辺はまた選考会議の中で融通というか、点数とか配点のほうも上がっていきますので、そのあたりで何とかできませんかと、必ず出してくださいと伝えていきます。

○推進委員：分かりました。すみません。

○副会長：それでは、ほかにございますか。

(なし)

○副会長：農業委員の欠員補充に関する件について、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

事務局は手続をしていただきますようお願いします。

続いて、農政議案の審議を行います。

議案第22号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会についてに関する件を議題といたします。

農政担当者に説明をお願いします。

○事務局：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号8-01-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、福岡市中央区□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、2,476平方メートル。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和8年3月11日。終了の時期、令和13年3月10日。期間、5年。10アール当たりの賃借料、1万円。備考、新規、中間管理機構。

以降につきましてはお読み取りいただきたいと思います。

合計に移ります。下のほうを御覧ください。まず、件数の合計としましては、更新0件、新規4件、合計4件。筆数としましては、更新0筆、新規10筆、合計10筆。面積の合計としましては、1万9,990平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いします。

○副会長：本件に対する御意見等のある方はお願いします。

(なし)

○副会長：それでは、これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○副会長：異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

農業委員の補充とか新たにお願いをして、御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年第1回筑紫野市農業委員会定例会を閉会します。ありがとうございました。